

○九州女子短期大学履修規程

平成13年学園規程第11号

施行：平成13年4月1日

最終改正：令和5年4月1日

第1章 総則

(学則との関係)

第1条 九州女子短期大学（以下「本学」という。）の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

(学科及び課程)

第2条 本学に次の学科及び課程を置く。

学 科	課 程
子ども健康学科	幼稚園教諭養成課程
	養護教諭養成課程

(教職課程)

第3条 教育職員免許状（以下「教員免許状」という。）を得ようとする者は、教職課程履修願を提出し、教職課程履修登録を行わなければならない。

2 教職課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。

第2章 履修

(単位区分と年次配当)

第4条 卒業資格を得るための、単位修得区分及び授業科目の年次配当は、別表1から別表3による。

(授業科目の区分と種類)

第5条 授業科目を教養教育科目、専門教育科目に区分する。

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分類する。

3 必修科目は、卒業までにすべて修得しなければならない。

4 選択科目は、卒業資格を得るための最低修得単位数を超えるように修得しなければならない。

5 自由科目の修得単位数は、卒業資格を得るための単位数に算入できない。

(授業科目等の公示)

第6条 開講する授業科目、担当教員及び授業時間割等は年度初めに公示する。

(授業の出欠席と公認欠席)

第7条 授業に際しては、出席の確認を行う。

- 2 授業を欠席するとき又はしたときは、欠席届を担当教員に提出しなければならない。
- 3 病気その他の事故のため、欠席が1週間以上にわたるときは、欠席届に医師の診断書を添付し、担当教員に提出しなければならない。
- 4 次の各号に該当するものは、公認欠席（以下「公欠」という。）とする。
 - (1) 忌引
 - ア 父母 7日
 - イ 祖父母、兄弟姉妹 3日
 - ウ 叔父叔母、伯父伯母 2日
 - (2) 出校停止
学校保健安全法で定められた疾病について定められた期間
 - (3) 学外実習・就職試験等
 - ア 学外実習
 - イ 就職試験、就職試験等の健康診断（年3回以内。ただし、遠距離の移動日加算は1日を原則とする）
 - ウ 対外試合、発表会
 - エ 交通スト、交通機関の事故
- 5 定期の学外実習を除いて、公欠に際しては、公欠願を提出しなければならない。
(履修制限)

第8条 各年次に履修できる単位数の上限は、次のとおりとする。

学 年	1年次	2年次
単位数	44	44

ただし、成績優秀者等の履修上限については44単位を超えて履修を認めることができる。

- 2 前項の履修できる単位数には、自由科目は含まない。
(履修申告)
- 第9条** 当該年度に受講を希望する授業科目の履修申告（履修登録）は、所定の期間内に別に定める手続を経て、届け出なければならない。
- 2 履修申告していない授業科目については、受講しても単位を修得することはできない。
 - 3 単位を修得した授業科目は、再び受講することはできない。
 - 4 履修申告した授業科目の変更は、変更期間内に申告しなければならない。
 - 5 履修申告は、授業科目年次配当表に従って行うものとし、上級年次配当の授業科

目履修申告は、原則としてこれを認めない。

(授業科目の単位算定の基準)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて次のとおり単位数を定める。ただし、1時限(90分)を、2時間として計算する。

(1) 講義については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。

ただし、以下の学科の科目については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。

「子ども健康学演習」「保育内容総論」「保育内容指導法(健康)」「保育内容指導法(人間関係)」「保育内容指導法(言葉)」「保育内容指導法(環境)」「保育内容指導法(表現)」「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と言葉」「幼児と表現」「乳児保育演習」「子どもの理解と援助」「障害児保育」「養護内容」「保育実習指導Ⅰ」

「保育実習指導Ⅱ(保育所)」「保育実習指導Ⅱ(施設)」「子育て支援演習」「音楽の基礎」「音楽(器楽)」「子どもの食と栄養」「子どもの健康と安全」「保育相談論(カウンセリングを含む。)」」「保育・教職実践演習」「教職実践演習(養護教諭)」「子どもの表現Ⅰ」「子どもの表現Ⅱ」

(3) 実験・実習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。

ただし、以下の学科の科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

「保育所実習Ⅰ」「保育所実習Ⅱ」「施設実習Ⅰ」「施設実習Ⅱ」

(4) 実技については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。

(5) 一つの授業科目について、前各号の規定する授業方法のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、それぞれの授業方法ごとの単位数の算定基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(6) 前各号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(受講制限)

第11条 授業科目はその内容、教室の収容定員等により受講人数を制限することがある。

(欠講)

第12条 授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある(隔年開講等)。

(履修科目の単位認定)

第13条 履修した科目の単位の認定は、各授業科目担当教員が平素の研究状況、授業期間中の評価及び試験（追試験、再試験を含む）等を総合的に判断して評価し、合格した者には、その履修科目の所定の単位を与えられる。

- 2 学納金を滞納している者は、単位認定を受けることはできない。
- 3 単位認定された科目は、取り消すことはできない。
- 4 単位認定及び成績評価については、年度末に確定する。原則としてそれ以降の変更は行わないものとする。

（成績の評価）

第14条 履修科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

- 2 前項の評価は次の基準による。
 - (1) 秀 100点～90点
 - (2) 優 89点～80点
 - (3) 良 79点～70点
 - (4) 可 69点～60点
 - (5) 不可 59点以下
- 3 前項の成績の評価は、秀又はS、優又はA、良又はB、可又はC及び不可又はDの評語をもって表す。

（試験）

第15条 試験には授業期間中の試験、追試験及び再試験がある。

- 2 試験の方法は、筆記の他に、口述・実技・レポートなどで実施することもある。
- 3 受験に際しては、次の事項に注意すること。注意事項を厳守しなかった者は当該科目の単位を与えない。
 - (1) 学生の本分を自覚して、厳正な態度でのぞみ、不正行為があってはならない。
 - (2) 特に許可された教科書、ノート等以外は、すべて周辺に置いてはならない。物品の貸借は一切禁止する。
 - (3) 答案用紙の指定欄に、学科・学籍番号・氏名等を記入する。無記入の答案は無効とする。
 - (4) 試験室には、試験開始後20分を経過すれば入室できない。また、開始後20分を経なければ退出できない。

（受験資格）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、全部又は当該科目について、受験することができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその年度において履修登録をしていない者
(当該科目)
- (2) 既に修得した授業科目を再び受験しようとする者 (当該科目)
- (3) 授業料その他学納金を滞納している者 (全科目)
- (4) 授業科目の受講回数が開講回数の3分の2に満たない者 (当該科目)
- (5) 受験中に学生証又は仮学生証を持参していない者 (当該科目)
- (6) 試験開始後20分以上遅刻した者 (当該科目)
- (7) 追・再試験に際して、追再試受験料納付書の領収書を持参していない者ある
いはレポートの場合に領収書のコピーを添付していない者 (当該科目)
(受験上の注意)

第17条 試験場においては、次の諸注意に従わなければならない。

- (1) 試験場には、学生証又は仮学生証を携行しなければならない。
- (2) 試験中、監督の指示に従わなければならない。
- (3) 答案用紙は、たとえその試験を放棄する場合でも必ず提出しなければならない。
い。
- (4) その他、受験上の注意事項は、別に定める。
(試験の不正行為)

第18条 試験において不正行為があった者は、当該期の全科目の単位を無効とする。

- 2 特に悪質であった者に対しては、学則第46条により処分する。
(追試験)

第19条 授業期間中の試験の公欠（以下「特別公欠」という。）及び病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者が、その旨願出た場合は、当該科目の追試験をおこなう。

- 2 追試験を受けようとする者は、その理由を証明する診断書又は適当な書類を添付した追試受験料納付書に追試験料を添えて提出しなければならない。
- 3 追試験料については、別に定める。ただし、特別公欠者の追試験料は免除する。
- 4 追試験は、期日を定めて1回限りおこなう。
- 5 追試受験料納付書の領収書は受験の際に提示すること。また、レポートの場合は、領収書のコピーを添付して提出すること。
- 6 追試験の評価は次のとおりとする。
 - (1) 特別公欠者の評価点は、試験の得点の100%とする。
 - (2) 病欠者等の評価点は、試験の得点の80%とする。(再試験)

第20条 授業期間中の評価で不合格の授業科目があった者及び追試験の受験要件に該当しない理由で受験しなかった者については、担当教員の判断により、当該科目の再試験をおこなう場合がある。

- 2 再試験の実施の有無については、シラバス及び授業中の担当教員からの指示による。
- 3 再試験を受けようとする者は、再試受験料納付書に再試験料を添えて提出しなければならない。
- 4 再試験料については、別に定める。
- 5 再試験は、期日を定めて1回限りおこなう。
- 6 再試受験料納付書の領収書は受験の際に提示すること。また、レポートの場合は、領収書のコピーを添付して提出すること。
- 7 再試験の評価は試験の得点の80%とし、評価点は最高60点とする。
(他の大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における学生の履修)

第21条 他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における授業科目の履修は、当該学生の所属する学科において教育上有益と認めるときに限り、学長がこれを許可する。

- 2 前項により与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。
(再履修)

第22条 単位を修得できなかった授業科目については、再履修することができる。

- 2 再履修を希望する授業科目については、第9条に定める履修申告をしなければならない。

第3章 進級

(学年の進級)

第23条 次のような場合は進級できない。

- (1) 所定の学納金を所定の期日までに納入しない場合
- (2) 当該年度中に休学した場合

第4章 聴講生・特別聴講学生

(聴講生)

第24条 本学の授業科目を聴講生として聴講を許可される者は、学則第18条に定める者について、学長が許可する。

- 2 聴講生の身分及び取り扱いについては、本規程に定めるもののほか、学則その他の諸規定を準用する。
(出願の時期及び手続)

第25条 聴講生として志願する者は、別に定める所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

(聴講の許可)

第26条 聴講生は、教育研究に支障がない場合に限り、学長が聴講を許可する。

(聴講期間)

第27条 聴講生の聴講期間は1年以内とする。

(登録料及び聴講料)

第28条 登録料及び聴講料は、学則第59条に定めるところによる。

(聴講科目の制限)

第29条 聴講できない授業科目については別に定める。

(聴講生の心得)

第30条 聴講生は、学内諸規程を守らなければならない。

2 聴講生として不適当であると認められたときは、聴講許可を取り消すことがある。

(特別聴講学生)

第31条 特別聴講学生については、別に定める。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第32条 本学の学生以外で1又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）に対しては、学長が履修を許可する。

2 科目等履修生として志願できる者は、学則第18条に該当する者とする。

3 科目等履修生で、当該授業科目の試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

4 単位の認定については、学則第30条を準用する。

5 単位を修得した授業科目については、本人の願出により単位修得証明書を交付することができる。

6 科目等履修生の身分及び取り扱いについては、本規程に定めるもののほか、学則その他の諸規定を準用する。

(科目等履修生の履修資格)

第33条 科目等履修生として本学の授業科目履修を許可される者は、学則第18条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適当であると認めた者とする。

(出願の時期及び手続)

第34条 科目等履修生として志願する者は、別に定める所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

(科目等履修生の期間)

第35条 科目履修生の期間は、許可された授業科目の授業が終了する学期末までとする。ただし、引き続き履修を希望する場合は、学長が許可し、その期間を更新することができる。

(科目等履修生の許可)

第36条 科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、学長が履修を許可する。

(登録料及び履修料)

第37条 科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、学則第59条に定めるところによる。

(履修科目の制限)

第38条 科目等履修生は、教職課程の教育実習は履修できない。(ただし本学及び九州女子大学卒業生は除く。)

(単位認定)

第39条 科目等履修生でその受講した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

2 科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学科の正規の課程に入学した場合、学長が本学の単位として算入することを認めることができる。

(科目等履修生の心得)

第40条 科目等履修生は、学内諸規程を守らなければならない。

2 科目等履修生として不相当であると認められたときは、履修許可を取り消すことがある。

第6章 転入学

(転入学者の単位認定)

第41条 学則第21条の規定により、転入学を許可された学生の単位認定は、本学における授業科目及びその単位数に相当すると認められる場合の単位を認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第42条 新たに1年次に入学を許可された者で、学則第34条に該当する者は、30単位を超えない範囲で、本学で履修したものとみなし、単位を認定する。

2 既修得単位の認定を希望する者は、別に定める所定の期日までに、必要な書類を提出しなければならない。

第7章 専攻科

(学則との関係)

第43条 本学専攻科の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、本章に定める以外は本規程を準用する。

(専攻科の単位区分と年次配当)

第44条 専攻科における修了要件及び授業科目は、別表4による。

(専攻科の授業科目の区分と種類)

第45条 専攻科の授業科目を専門的科目、専門関連科目及び教職に関する専門教育科目に区分する。

2 前項の授業科目は、必修科目及び選択科目に分類する。

3 必修科目は、修了までにすべて修得しなければならない。

4 選択科目は、修了資格を得るための最低修得単位数を超えるように修得しなければならない。

(授業科目の単位算定基準)

第46条 本規程第10条に基づき、次のとおり単位数を定める。

(1) 講義については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。ただし、子ども健康学専攻の「芸術学特別演習Ⅰ」「芸術学特別演習Ⅱ」「キャリアデザイン特別演習Ⅰ」「キャリアデザイン特別演習Ⅱ」については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。

(3) 実験・実習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。

(4) 実技については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、修了研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程は、平成13年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、海外留学先の大学等の教育施設で習得した単位の認定は、第19条の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者について従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(単位区分、授業科目等に関する経過措置)
- 2 第2条及び第7条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和3年度入学者から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和4年度入学者から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和5年度入学者から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

別表1 卒業に要する単位の修得区分

子ども健康学科				
履修区分		卒業要件単位		
教養教育科目	第1群：人文・社会科目	2単位以上	10単位以上	62単位以上
	第2群：健康科目	3単位		
	第3群：外国語・情報科目	2単位以上		
	第4群：キャリア支援科目	2単位以上		
専門教育科目	基礎科目	4単位以上	24単位以上	
	基幹科目 (発達支援領域) (健康支援領域)	主たる領域から 20単位以上		
	卒業研究			
	教職関連科目			
合計単位数		62単位以上		

別表2 教養教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数 必修 選択 自由			授業形態	毎週授業時間数				幼稚園教諭	養護教諭	保育士	摘要
						1年		2年					
						前期	後期	前期	後期				
第1群 人文・社会科目	文章力をつける	2			講義	(2)	(2)	(2)	(2)				
	日本国憲法		2		講義	(2)	(2)			●	●		
	同和教育		2		講義		(2)		(2)		●		
	異文化交流		2		—	*	*	*	*				
第2群 健康科目	生涯スポーツ	1			実技	(2)	(2)			●	●	●	
	健康の科学	2			講義	(2)	(2)			●	●	●	
第3群 外国語・情報科目	英語 I		1		演習	2				●	●	●	
	英語 II		1		演習		2			●	●	●	
	情報処理 I		2		講義	2				●	●		
	情報処理 II		2		講義		2						
第4群 キャリア支援科目	キャリアデザイン I		1		演習	2							
	キャリアデザイン II		1		演習		2						
	インターンシップ・プログラム I		1		実習	*	*	*	*				
	インターンシップ・プログラム II		1		実習	*	*	*	*				

[注意] ●は資格・免許必修科目

*は年間を通して適切な時期に行う

() はいずれかの時期で履修

別表3-1 専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数 必修 選択 自由			授業形態	毎週授業時間数				幼稚園教諭	養護教諭	保育士	摘要
						1年		2年					
						前期	後期	前期	後期				
基礎科目	児童福祉 I		2		講義		2					●	
	発達心理学		2		講義	2						●	
	乳児保育論		2		講義	2						●	
	保育原理 I		2		講義	2						●	
	社会福祉原論		2		講義	2						●	
	子ども保健学 I		2		講義		2					●	
	救急処置		2		講義			2			●		
	看護学 I		2		講義	2					●		
	子ども健康学演習		2		演習	2							

[注意] ●は資格・免許必修科目

別表3-2 専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数				幼稚園教諭	養護教諭	保育士	摘要
		必修	選択	自由		1年		2年					
						前期	後期	前期	後期				
発達支援領域 基幹科目	保育者論		2		講義	2						●	
	保育原理Ⅱ		2		講義		2						
	教育課程・保育計画総論		2		講義		2			●		●	
	家庭支援の心理学		2		講義		2					●	
	保育内容総論		2		演習		2					●	
	保育内容指導法（健康）		2		演習			2		●		●	
	保育内容指導法（人間関係）		2		演習			2		●		●	
	保育内容指導法（環境）		2		演習			2		●		●	
	保育内容指導法（言葉）		2		演習			2		●		●	
	保育内容指導法（表現）		2		演習		2			●		●	
	障害児心理学（幼稚園）		2		講義				2				
	乳幼児心理学		2		講義				2				
	児童福祉Ⅱ		2		講義				2				
	乳児保育演習		2		演習				2				●
	子どもの理解と援助		2		演習				2				●
	家庭支援論		2		講義				2				●
	障害児保育		2		演習			2					●
	養護原理		2		講義		2						●
	養護内容		2		演習				2				●
	保育相談論（カンセリングを含む。）		2		演習				2	●			
	子どもの食と栄養		2		演習	2							●
	子どもの健康と安全		2		演習		2						●
	子ども保健学Ⅱ		2		講義				2				
	子どもの表現Ⅰ		2		演習				2				
	子どもの表現Ⅱ		2		演習				2				
	保育実習指導Ⅰ		2		演習			2					●
	保育実習指導Ⅱ（保育所）		2		演習				2				
	保育実習指導Ⅱ（施設）		2		演習				2				
	保育所実習Ⅰ		2		実習				*	*			●
	保育所実習Ⅱ		2		実習				*	*			
	施設実習Ⅰ		2		実習				*	*			●
	施設実習Ⅱ		2		実習				*	*			
子育て支援演習		2		演習					2			●	
音楽の基礎		2		演習	2								
音楽（器楽）		2		演習		2				●			
幼児と健康		2		演習		2				●		●	
幼児と人間関係		2		演習		2				●		●	
幼児と言葉		2		演習		2				●		●	
幼児と表現		2		演習	2					●		●	

[注意]●は資格・免許必修科目

*は年間を通して適切な時期に行う

別表3-3 専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			毎週授業時間数				幼稚園教諭	養護教諭	保育士	摘要
		必修	選択	自由	1年		2年					
					前期	後期	前期	後期				
健康支援領域 基幹科目	精神保健		2		講義		2				●	
	障害児心理学（養護教諭）		2		講義				2			
	学校保健学		2		講義	2					●	
	学校保健実習		1		実習		2					
	養護概説		2		講義	2					●	
	ヘルスカンセリング*		2		講義			2			●	
	ヘルスカンセリング* 演習		1		演習				2			
	衛生・公衆衛生学（予防医学を含む。）		2		講義		2				●	
	栄養学（食品学を含む。）		2		講義	2					●	
	生理・解剖学		2		講義	2					●	
	薬理学Ⅰ		2		講義		2				●	
	薬理学Ⅱ		2		講義			2				
	看護学Ⅱ		2		講義			2				
	看護学実習Ⅰ		1		実習		2				●	
	看護学実習Ⅱ		1		実習			2				
	臨床実習Ⅰ		2		実習				2		●	学外実習
臨床実習Ⅱ		1		実習			1	1		●		
臨床医学		2		講義			2			●		

[注意] ●は資格・免許必修科目

別表3-4 専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数				幼稚園教諭	養護教諭	保育士	摘要
		必修	選択	自由		1年		2年					
						前期	後期	前期	後期				
卒業研究	卒業研究Ⅰ		2		演習			2					
	卒業研究Ⅱ		2		演習				2				
教職関連科目	教職概論（幼稚園）		2		講義	2				●			
	教育原論（幼稚園）		2		講義	2				●			
	教育心理学（幼稚園）		2		講義		2			●			
	教育行政学（幼稚園）		2		講義		2			●			
	特別支援教育論		2		講義		2			●	●		
	教育方法・技術論		2		講義			2		●			
	保育・教職実践演習		2		演習				2	●		●	
	事前事後指導（幼稚園）		1		講義			1	1	●			
	教育実習Ⅰ（幼稚園）		2		実習			*	*	●			
	教育実習Ⅱ（幼稚園）		2		実習			*	*	●			
	教職概論（養護教諭）		2		講義	2					●		
	教育原論（養護教諭）		2		講義	2					●		
	教育心理学（養護教諭）		2		講義		2				●		
	教育行政学（養護教諭）		2		講義		2				●		
	教育課程論		2		講義			2			●		
	道徳・特別活動教育論（総合的な学習の時間を含む。）		2		講義			2			●		
	教育方法学		2		講義				2		●		
	生徒指導論		2		講義				2		●		
	教育相談論		2		講義			2			●		
	教職実践演習（養護教諭）		2		演習				2		●		
事前事後指導（養護教諭）		1		講義			1			●			
養護実習		3		実習				*	*	●			

[注意]●は資格・免許必修科目

*は年間を通して適切な時期に行う

別表4 専攻科子ども健康学専攻修了要件及び教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び 単位数			授業 形態	毎週授業時間数				摘要
		必修	選択	自由		1年		2年		
						前期	後期	前期	後期	
専 門 的 科 目	子ども健康学特論Ⅰ	2			講義		2			
	子ども健康学特論Ⅱ	2			講義			2		
	子ども健康学特論Ⅲ		2		講義				2	
	福祉学特論	2			講義				2	
	微生物学特論		2		講義	2				
	栄養学特論		2		講義			2		
	心理学特論		2		講義				2	
	学校保健学特論	2			講義	2				
	教育学特論Ⅰ	2			講義		2			
	教育学特論Ⅱ		2		講義				2	
	教育学特論Ⅲ		2		講義				2	
	生化学特論		2		講義		2			
	公衆衛生学特論		2		講義		2			
	衛生学特論		2		講義	2				
	薬理学特論	2			講義		2			
	看護学特論Ⅰ	2			講義	2				
	看護学特論Ⅱ		2		講義		2			
	養護教育学特論		2		講義		2			
	運動生理学特論	2			講義	2				
	生涯教育学特論		2		講義				2	
	医科学特別実習	1			実習			2		
	基礎特別演習	1			演習	2				
	修了研究Ⅰ	2			演習		2			
修了研究Ⅱ	4			演習				*		
修了研究Ⅲ	4			演習					*	
専 門 関 連 科 目	芸術学特別演習Ⅰ		1		演習		1			
	芸術学特別演習Ⅱ		1		演習			1		
	キャリアデザイン特別演習Ⅰ	1			演習		1			
	キャリアデザイン特別演習Ⅱ		1		演習			1		
	教育情報学特論		2		演習		2			
教 職 に 関 す る 専 門 教 育 科 目	教職特論	2			講義	2				
	教育基礎特論		2		講義	2				
	教育課程特論		2		講義		2			
	生徒指導特論		2		講義		2			
	教育相談特論		2		講義		2			
	養護特別実習事前事後指導		1		講義			1	1	
	養護特別実習		2		実習			*	*	

◎ 専攻科修了の要件

専攻科に2年以上在学し、必修を含めて62単位以上を修得した者に対して修了証書を授与する。